

石綿健康被害救済制度の施行状況に関する 主な地方自治体からの意見について

- 前回審議における委員長からの指示を踏まえ、環境省の「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に平成 28 年度に参加している 7 府県の自治体（※）を対象に、石綿健康被害救済制度の施行状況に関する本小委員会に対する意見について照会。

※ 神奈川県（横浜市鶴見区）、岐阜県（羽島市）、大阪府（大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、東大阪市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）、兵庫県（尼崎市、西宮市、芦屋市、加古川市）、奈良県、福岡県（北九州市門司区）、佐賀県（鳥栖市）

- 照会の結果、兵庫県尼崎市、大阪府泉南市・阪南市から以下の意見があった。

【兵庫県尼崎市】

石綿による健康被害救済制度の更なる充実について（平成 28 年 7 月 22 日付）

- 1 特に現役世代で認定を受けた方が家族と共に安心して生活ができるよう、療養手当の増額など経済的負担を軽減できるような救済給付制度の充実を図られたい。
- 2 中皮腫については、治療が未だ難しい状況にあることから、救済制度の中で独立行政法人環境再生保全機構に集まる情報を活用して、より効果的な治療方法の確立に向けて調査研究を推進されたい。
- 3 救済法の認定等決定については、未だ多くの日数がかかっていることから、更なる決定の迅速化に向けた体制の構築を図られたい。
- 4 労災保険では救われない方々も隙間なく救済していくためには、指定疾病を労災と同等にしていく必要があることから、良性石綿胸水に関する知見の更なる収集を図られたい。
- 5 石綿による健康被害の発生が今後も見込まれることから、石綿健康被害救済法において、自治体が保険者として負担している医療費部分について全額負担するような制度の構築を図られたい。
- 6 制度利用アンケート集計結果については、被認定者からの貴重な声であり、また、回収率も高いことから非常に貴重なデータであることから、小委員会においても報告書の内容全て提供していただいた上で議論していただきたい。

【大阪府泉南市・阪南市】

アスベスト問題に係る緊急要望（平成 28 年 8 月 1 日付）

（略）

石綿健康被害救済制度の更なる充実に向け、国の積極的な裁量による被害者の掘り起こしや、環境ばく露も含めたすべての被害者が平等な救済を受けられるよう、さらに将来アスベストに関する新たな問題が惹起した場合、速やかに善処していただけますようお願い申し上げます。

また、国に対しては両市において毎年要望を重ねてきておりますが、本年 1 月にも要望を行いました下記事項につきましても善処賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 健康被害に関する要望

- ① 平成 27 年度から実施の、「石綿ばく露の健康管理に係る試行調査」について、アスベスト被害に不安を抱くすべての市民を対象とするよう緩和すること。また胸部 CT 検査等に対する助成及び石綿健康相談に対する専門的立場からの指導・助言について、継続的な支援を行うこと。
- ② アスベストによる健康被害に対する診断・治療方法の開発・研究速度を進め、医学的知見を確立するとともに、本市を含む泉州医療圏における医療機関の充実を図ること。
- ③ アスベストによる健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方において疫学的調査結果を踏まえ、より柔軟な対応や新たな対応策の構築を図ること。

2. 環境保全に関する要望

- ① 一般大気中のアスベスト濃度測定調査を継続するとともに、建物の解体や改修現場における周辺環境調査を実施すること。
- ② 旧アスベスト工場等の残存アスベストの有無を調査し、その除去処理について早期に対策を講じること。

3. 財政支援に関する要望

- ① 地方公共団体が行うアスベスト対策への財政支援制度を創設すること。